

議案第6号

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月8日提出

佐倉市長 西田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例

佐倉市手数料条例（平成12年佐倉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の13の項を次のように改める。

13	戸籍の附票の除票の写しの交付	戸籍の附票の除票の写し手数料		1通につき 350円
----	----------------	----------------	--	---------------

別表第1の19の項の次に次のように加える。

19 の2	住民票の除票の写しの交付	住民票の除票の写し手数料		1通につき 350円
----------	--------------	--------------	--	---------------

別表第1の20の項の次に次のように加える。

20 の2	住民票の除票に記載した事項に関する証明	除票記載事項証明手数料		1通につき 350円
----------	---------------------	-------------	--	---------------

別表第1の22の項を次のように改める。

22	削除			
----	----	--	--	--

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前にした行為（通知カードの再交付に係る行為に限る。）に対する佐倉市手数料条例第7条の規定の適用については、なお従前の例による。